



## The Copper Mark保証プロセス

第5.2版、2026年5月

改定日:	出版日:	組織:
2026年4月28日	2026年5月12日	The Copper Mark
タイトル:	種類:	
The Copper Mark 保証プロセス	公開	

## 目次

<b>1</b>	<b>はじめに</b> .....	<b>4</b>
<b>2</b>	<b>参加エンティティ</b> .....	<b>7</b>
<b>3</b>	<b>評価範囲</b> .....	<b>10</b>
<b>3.1</b>	<b>評価範囲</b> .....	<b>10</b>
<b>3.2</b>	<b>同等性</b> .....	<b>11</b>
3.2.1	The Copper Mark の責任.....	12
3.2.2	生産拠点の責任.....	12
3.2.3	評価者の責任.....	12
3.2.4	すべての基準をカバーするシステム.....	13
	保証プロセスの関連部分.....	13
<b>4</b>	<b>The Copper Mark 保証プロセスのステップ</b> .....	<b>15</b>
	概要とスケジュール.....	15
	<b>ステップ 1: 誓約</b> .....	<b>17</b>
4.1.1	申請.....	17
4.1.2	ビジネスパートナーのセットアップ.....	17
4.1.3	開始日.....	18
	<b>ステップ 2: 自己評価</b> .....	<b>18</b>
	<b>ステップ 3: 独立した生産拠点評価</b> .....	<b>18</b>
4.1.4	評価者選定.....	19
4.1.5	適用基準.....	19
4.1.6	独立した生産拠点評価の計画.....	19
4.1.7	ステークホルダーへの事前通知.....	21
4.1.8	独立した生産拠点評価.....	21
4.1.9	パフォーマンスの判定.....	23
4.1.10	重要な通知.....	23
4.1.11	判断の実施.....	24
4.1.12	リモート評価.....	24
4.1.13	生産拠点評価のオブザーバー.....	24
4.1.14	評価結果.....	25
	<b>ステップ 4: 改善計画</b> .....	<b>26</b>
4.1.15	改善計画の種類.....	26

4.1.16	改善計画の策定と実施のスケジュール .....	26
4.1.17	モニタリング .....	27
4.1.18	フォローアップ評価の結果 .....	27
4.1.19	延長 .....	29
	<b>ステップ 5: 再評価 .....</b>	<b>30</b>
<b>5</b>	<b>評価者選定と評価 .....</b>	<b>33</b>
	選定 .....	33
	トレーニング .....	35
	評価 .....	36
<b>6</b>	<b>報告 .....</b>	<b>37</b>
<b>7</b>	<b>データの機密保持 .....</b>	<b>38</b>
<b>8</b>	<b>苦情処理メカニズムと異議申し立て .....</b>	<b>39</b>
<b>9</b>	<b>プログラムのコミュニケーションと評価 .....</b>	<b>40</b>
	コミュニケーション .....	40
	プログラム評価 .....	40
<b>10</b>	<b>改定履歴 .....</b>	<b>41</b>
<b>11</b>	<b>用語集 .....</b>	<b>42</b>
	<b>附属書 I: ステークホルダー関与ガイダンス .....</b>	<b>46</b>
	概要 .....	46
	目的 .....	46
	原則 .....	46
	計画 .....	47
	机上調査 .....	47
	ステークホルダーの特定 .....	48
	サンプリング手法 .....	48
	ロジスティクス .....	49
	インタビュー／コミュニケーション .....	50
	基本的な情報 .....	51
	インタビュー技法 .....	51
	クロージング .....	52
	フィードバックループ .....	52
	<b>附属書 II: 評価プロセスにおける申立ての管理 .....</b>	<b>53</b>
	概要 .....	53
	期待 - 実体面 .....	53

期待 - 手続面 .....	53
<b>附属書 III:テーリング管理に関する RRA 基準の評価要件.....</b>	<b>54</b>
GISTM または同等のもの .....	54
適用文書.....	54
中核的な要件.....	54
追加解釈.....	57

## 1 はじめに

[The Copper Mark](#) は銅、モリブデン、ニッケル、亜鉛の主要な保証フレームワークです。私たちのビジョンは、これらの金属の責任ある生産、調達、リサイクルによって可能となる持続可能な社会です。The Copper Mark は、鉱山レベルから最終製品に至るまで、責任あるバリューチェーンの構築に取り組んでいます。

保証とは、生産拠点が関連基準の要件を満たしていることを、The Copper Mark が確認するプロセスです。The Copper Mark は、ステークホルダーから信頼できると認められる保証プロセスを実施することを目指し、国際的なベストプラクティスを取り入れ、以下の 5 つの組織原則に沿っています。

### 1. 透明性

The Copper Mark は、参加者を評価するための要件とプロセス、そして保証プロセスの結果について透明性を持っています。

### 2. 包括性

The Copper Mark は、すべての企業が、持続可能性への道のりのどの段階であっても、またどのような事業規模であっても、利用することができます。

### 3. 協力

The Copper Mark は、金属全般にわたりバリューチェーンに沿って、他の基準システムと協力することで、効率性を高め、保証フレームワークの利用者の導入負担を軽減します。

### 4. シンプルさ

The Copper Mark は、基準への適合を証明するための明確でシンプルなプロセスを提供するよう努めています。

### 5. 継続的改善

The Copper Mark は、保証フレームワークのあらゆる側面に継続的改善を組み込んでいます。参加者とその組織に対して継続的な改善が期待され、目標に向けた進捗がモニタリングされます。

協力の原則に沿って、The Copper Mark は重複を避け、既存のイニシアチブの利用を促進することを目指します。The Copper Mark は他の金属協会やパートナー組織と緊密に協力し、効率化を図っています。主なパートナーは、責任ある鉱物イニシアチブ (Responsible Minerals Initiative)、ニッケル協会 (Nickel Institute)、国際亜鉛協会 (International Zinc Association)、国際モリブデン協会 (International Molybdenum Association)、国際鉛協会 (International Lead Association) です。

このようなパートナーシップの結果、銅、ニッケル、モリブデン、亜鉛、鉛を生産し、その事業に適用される以下の The Copper Mark 基準の 1 つまたは複数に照らした評価を希望する生産拠点は、The Copper Mark 保証プロセスを利用することができます。リスク準備評価と RRA-

Copper Mark 基準ガイドを利用する参加者は、生産拠点で生産される金属に応じて、The Copper Mark、The Molybdenum Mark、The Nickel Mark、および／または The Zinc Mark を取得することができます。

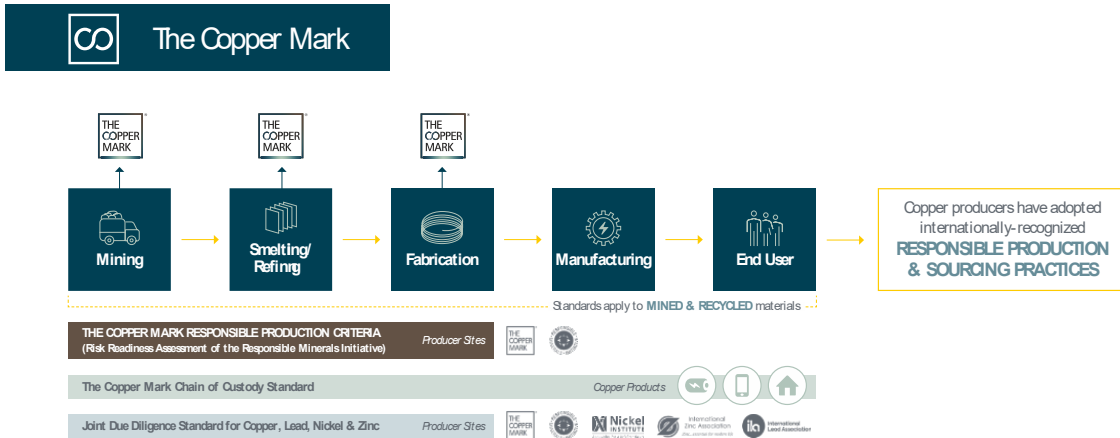
1. 責任ある生産のための The Copper Mark 基準 (The Copper Mark 基準)。これらには以下のすべてが含まれます:
  - a. リスク準備評価 (RRA) (責任ある鉱物イニシアチブ (RMI))。
  - b. 2023 年 10 月の RRA-Copper Mark 基準ガイド。
  - c. The Copper Mark ガイダンス (RRA の特定の基準の解釈をサポートするために随時発行されます)。
  - d. 2022 年 8 月の銅、鉛、モリブデン、ニッケルおよび亜鉛に関する共同デューデリジェンス基準 (共同デューデリジェンス基準)。
2. The Copper Mark 加工流通過程管理基準 (加工流通過程管理基準)。
3. 2022 年 8 月の銅、鉛、モリブデン、ニッケルおよび亜鉛に関する共同デューデリジェンス基準 (単独評価)

**The Copper Mark 保証プロセスは、生産拠点が評価される The Copper Mark 基準や、参加者が求める金属マークに関係なく適用されます。**

The Copper Mark 加工流通過程管理基準は、The Copper Mark 基準に任意で追加されるものです。両基準に対する審査は、The Copper Mark 基準の当初の評価後に The Copper Mark 加工流通過程管理基準が追加された場合でも、同じプロセスとスケジュールに従います。

ある基準または別の基準に特有な要件は、適宜本文書に記述されています。

図 1: The Copper Mark 基準間の関係



## 2 参加エンティティ

The Copper Mark 保証プロセスに参加する主なエンティティは 3 つあり、それぞれが特定の役割と責任を担っています。

- A. 生産拠点
- B. The Copper Mark [評価者](#)
- C. The Copper Mark

### A. 生産拠点

The Copper Mark 保証プロセスは、生産拠点レベルで実施されなければなりません。生産拠点は、同じ地理的領域内の異なる場所で、同じ運営管理下にある複数の業務活動で構成されることがあります。

以下の生産拠点は The Copper Mark 保証プロセスに参加する資格があります。

1. 参加者: 主要対象金属製品の 1 つまたは複数の抽出、加工、処理、混合、リサイクル、取扱、またはその他の操作に関与する生産拠点。

参加者は 33 の The Copper Mark 基準すべてに対して評価されます。参加者のみが、[The Copper Mark クレームガイド](#)に従って The Copper Mark クレームを行う資格を有します。これには、The Copper Mark、The Molybdenum Mark、The Nickel Mark および／または The Zinc Mark に関するクレームが含まれます。

2. その他の対象生産拠点: 採鉱地からの銅、鉛、モリブデン、ニッケル、または亜鉛の抽出、生産および／または取引を行う企業(一般的に精錬業者と称される、精錬された金属製品の生産者を含みます)。共同デューデリジェンス基準は、ステンレス鋼、合金、電池およびメッキの生産に参入する、ニッケル化合物およびすべてのニッケル中間原材料(フェロニッケル、ニッケル銑鉄、ニッケルオキサイドシンター等を含みます)の生産者で、精製が行われない場合にも適用されます。

その他の対象生産拠点は、共同デューデリジェンス基準に照らしてのみ評価され、[The Copper Mark クレームガイド](#)に従って **Copper Mark クレームを行う資格はありません**。

The Copper Mark 保証プロセスを利用する際の生産拠点の責任には、以下が含まれます。

- 評価用の The Copper Mark 基準を選択する。
- The Copper Mark との契約上の合意を含め、保証プロセスを完了することを約束する。

- The Copper Mark との調整を行う連絡担当者を指名し、適切なレベルの支援とリソースを提供する。
- 適用される The Copper Mark 基準を満たすために必要なリソースを約束する。
- The Copper Mark 保証プロセスへの参加に関する記録を保持する。
- 自己評価質問票を完了し、生産拠点現地で評価者を受け入れる。
- 承認された The Copper Mark 評価者と契約する。
- 評価活動に関し、関連するステークホルダーに保証プロセスを事前に通知する。
- The Copper Mark 基準への適合性を判断するために必要な情報を提供する。

## B. The Copper Mark 評価者

The Copper Mark 評価者は、The Copper Mark が評価活動を行うことを承認した独立の当事者です。評価者は、生産拠点視察を通じて基準への適合性を評価し、The Copper Mark 保証プロセスに外部からの妥当性を提供します。The Copper Mark は、セクション 4 に記載された基準を用いて評価者の申請を審査し、承認します。

The Copper Mark の評価者には以下の責任があります。

- The Copper Mark の評価者向け承認プロセスを完了する。
- The Copper Mark の方針と手順、および品質、独立性、専門家としての行動に関する期待に従って評価を実施する誓約に署名する。
- 必要なすべてのトレーニングに参加する。
- The Copper Mark 評価者管理手順の定義に従った承認を保持する。
- 同等性の認定のために提出された生産拠点の保証および認証報告書を審査する。
- 生産拠点と The Copper Mark と協力して生産拠点評価のために準備し、生産拠点評価計画を作成する。
- 生産拠点評価訪問を実施し、概要報告書を含む評価報告書を作成する。
- 生産拠点の改善計画や生産拠点視察で得られた所見に関するフィードバックや提案を提供する。
- 生産拠点からの要求および委託に従ってフォローアップと再評価を実施する。

## C. The Copper Mark

The Copper Mark は、The Copper Mark 保証プロセスの計画、実行、報告に責任を負います。The Copper Mark 評価者の承認、評価結果の報告、改善計画のモニタリング、クレーム

やロゴ利用など、評価活動の実施を監督します。保証プロセスを利用する生産拠点に関するすべてのコンプライアンスと決定に責任を負います。

The Copper Mark は、保証プロセスの実施に関して以下の責任を負います。

- The Copper Mark 評価者の承認および保全プロセスを管理する。
- 同等システムを評価し、その基準および保証要件を認定する。
- 参加者が The Copper Mark をクレームし、The Copper Mark ロゴを利用する資格について、確認および削除する。
- The Copper Mark 評価者の報告書、および各生産拠点の改善計画のログを保持する。
- The Copper Mark 基準と本保証プロセスに関するアドバイスと解釈を提供する。
- 保証対象の生産拠点における活動に関し、関連するステークホルダーに保証プロセスを事前に通知する。
- システム改善の必要性を特定し、その実施を監督する。
- デューデリジェンスを実施し、適切な場合には、申立て事項から生じる問題を評価においてどのように扱うべきかについてアドバイスを提供する。

### 3 評価範囲

評価の範囲は、生産拠点が評価される基準の種類によって異なります。基準の選定については生産拠点が責任を負います。共同デューデリジェンス基準を含む The Copper Mark 基準は、すべての参加者にとって必須です。参加者は、加工流通過程管理基準を任意に追加することを選択できます。共同デューデリジェンス基準は、その他のすべての対象生産拠点にとって、任意の単独オプションです。

The Copper Mark 保証プロセスを利用するすべての生産拠点には、それぞれ独立した生産拠点評価が必要です。

評価範囲には以下の4つの主たる考慮事項があり、適用される基準に基づく評価の前に、The Copper Mark、生産拠点、および評価者によって決定されます。

1. オペレーション
2. 適用される基準
3. 金属
4. インフラと業務

#### 3.1 評価範囲

評価範囲は以下の表に基づいて決定されます。

表 1: 評価範囲

	The Copper Mark 基準	加工流通過程管理	共同デューデリジェンス基準
必須/任意	必須	任意	参加者は必須 その他の対象生産拠点は任意
オペレーション なお、生産拠点は、評価を受ける前に、少なくとも3 か月は操業していなければなりません。	参加者	銅を生産する参加者	参加者と その他の対象生産拠点
金属	銅、ニッケル、亜鉛、モリブデンのうち少なくとも1種	銅のみ	銅、ニッケル、亜鉛、モリブデンのうち少なくとも1種
	同じ場所で同じ管理下で生産される副産物または他の金属(銅、ニッケル、亜鉛、モリブデンを含みます)		生産拠点によって決定: 同じ場所で同じ管理下で生産される副産物または他の金属(銅、ニッケル、亜鉛、モリブデンを含みます)
対象となるインフラと業務	たとえ場所が異なっても、同じ地理的領域内にある	たとえ場所が異なっても、同じ地理的領域内にある	たとえ場所が異なっても、同じ地理的領域内にある

	<p>り、同じ運営管理下にあるすべての業務。以下を含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 鉱山</li> <li>• 製錬所</li> <li>• 精製所</li> <li>• 製造業者／加工業者</li> <li>• 廃水処理施設</li> <li>• 廃棄物管理施設</li> <li>• 倉庫</li> <li>• 管理事務所</li> <li>• 道路</li> <li>• 鉄道</li> <li>• 港湾</li> </ul>	<p>り、同じ運営管理下にあるすべての業務。以下を含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 鉱山</li> <li>• 製錬所</li> <li>• 精製所</li> <li>• 製造業者／加工業者</li> <li>• 倉庫</li> </ul>	<p>り、同じ運営管理下にあるすべての業務。以下を含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 鉱山</li> <li>• 製錬所</li> <li>• 精製所</li> <li>• 製造業者／加工業者</li> <li>• 倉庫</li> <li>• 管理事務所</li> </ul>
<b>基準</b>	<p>以下を除くすべて。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 基準ガイドにおいて、特定の業務には適用されないとあらかじめ決められているもの。</li> <li>• 同等性によりカバーされると判断されたもの（下記セクション 3.2）</li> </ul>		

### 3.2 同等性

The Copper Mark の基本原則の一つは、The Copper Mark 基準と保証プロセスの両方に対して、その範囲と意図において実質的に同等の「同等システム」を認定することです。同等システムとは、基準と保証要件を有するものと定義されます。これには、持続可能性システム、グッドプラクティスフレームワーク、認証、外部保証管理システムなどが含まれます。

生産拠点の評価に影響を与えるためには、同等システムが The Copper Mark 基準の少なくとも 1 つの基準を対象にしていなければなりません。同等性には以下の 4 つのシナリオがあります。

同等システムが対象とする基準の数	同等の基準	同等の保証
The Copper Mark 基準全体	X	X
The Copper Mark 基準全体	X	
The Copper Mark 基準の 1 つ／いくつかの基準	X	X
The Copper Mark 基準の 1 つ／いくつかの基準	X	

The Copper Mark は、参加者が複数の基準に照らして 1 つの評価を受ける統合評価をサポートしています。統合評価の利用を検討している生産拠点は、かかる評価の準備、実施、報告を容易にするため、できるだけ早く The Copper Mark に連絡することが奨励されます。

### 3.2.1 The Copper Mark の責任

The Copper Mark は、基準と保証の両面で認められた同等システムを決定し、伝える責任を負います。The Copper Mark がどのようにシステムに優先順位をつけ、評価するか、またどのように他者からの認定を求めるかについてのプロセスは [The Copper Mark 認定プロセス](#) に定義されています。

同等システムや統合監査の利用を検討している生産拠点は、早い段階で The Copper Mark に連絡する必要があります。

### 3.2.2 生産拠点の責任

生産拠点は、保証プロセスのステップ 2 において、完全な評価報告書または認証報告書を提出する責任を負います。ステップ 2 以降に提出された保証報告書または認証報告書は考慮されません。

生産拠点は、基準または保証の如何を問わず、すべての The Copper Mark 要件が評価報告書または認証報告書に記載されていることを確認する責任を負います。これには、**基準は認められているが保証は認められていない同等システムが、The Copper Mark 保証プロセスを用いて評価されることを確保することも含まれます。**

### 3.2.3 評価者の責任

同等システムについては、評価者は生産拠点から提出された報告書を確認し、以下の要件を満たしているかどうかを判断する責任を負います。

- 保証または認証が提出時点で有効である。
- 保証または認証が 24 か月以上経過していない、または再評価または再認証の計画が進行中であり、The Copper Mark に通知されている。
- 保証または認証が提出後少なくとも 12 か月間有効である、または再評価または再認証の計画が進行中であり、The Copper Mark に通知されている。
- 保証または認証が、オペレーション、場所、材料を含め、The Copper Mark に参加する生産拠点と同じ範囲をカバーしている。
- 今後 12 か月以内にギャップを埋めるための改善計画がある。
- デューデリジェンスチェックで特定された関連事項が報告書の中で取り上げられている。

判定に基づき、評価者は、The Copper Mark 認定プロセスに従い、どの基準が評価に適用されるかを決定する責任を負います。これらの決定は、セクション 4.4.2 で議論されるように、評価計画に反映されなければなりません。

### 3.2.4 すべての基準をカバーするシステム

The Copper Mark 基準の全基準をカバーし、その基準と保証の両方が認められている同等システムについては、参加者は、自己評価の代わりに認証報告書または保証報告書を提出しなければなりません。

The Copper Mark は、認定評価者に同等の認証または保証の審査を委託します。

委託された評価者は、同等の認証または保証が、上記 3.2.3 の各ポイントおよび以下を含む The Copper Mark 認定プロセスに従って実施されたかどうかを判断しなければなりません。

- 同等の保証プロセスが遵守された。
- 適用される基準がすべて評価に含まれていた。

評価者が認証または保証を認めるべきと判断した場合、評価者は以下のセクション 4.4.4 に詳述される要件に従い、概要報告書を作成します。

リリース時点では、このサブセクションが適用されるシステムは 1 つしかありません。

## 保証プロセスの関連部分

表 2: 基準別保証プロセスの関連性

業務	参加者	その他の対象生産拠点
適用される The Copper Mark 基準	共同デューデリジェンス基準を含む The Copper Mark 基準 加工流通過程管理基準(任意)	共同デューデリジェンス基準
ステップ 1: 誓約	誓約書および企業同意書	事前評価質問票および共同デューデリジェンス基準同意書
ステップ 2: 自己評価	√	任意
ステップ 3: 第三者評価、生産拠点評価	√	√
ステップ 4: 改善計画(該当する場合)	√	√
ステップ 5: 再評価	√	√
The Copper Mark クレームガイドに従ったクレームを利用する資格がある	√	いいえ
このプロセスを利用している生産拠点をウェブサイトに掲載	√	√

結果をウェブサイトに掲載	√	√
--------------	---	---

## 4 The Copper Mark 保証プロセスのステップ

### 概要とスケジュール

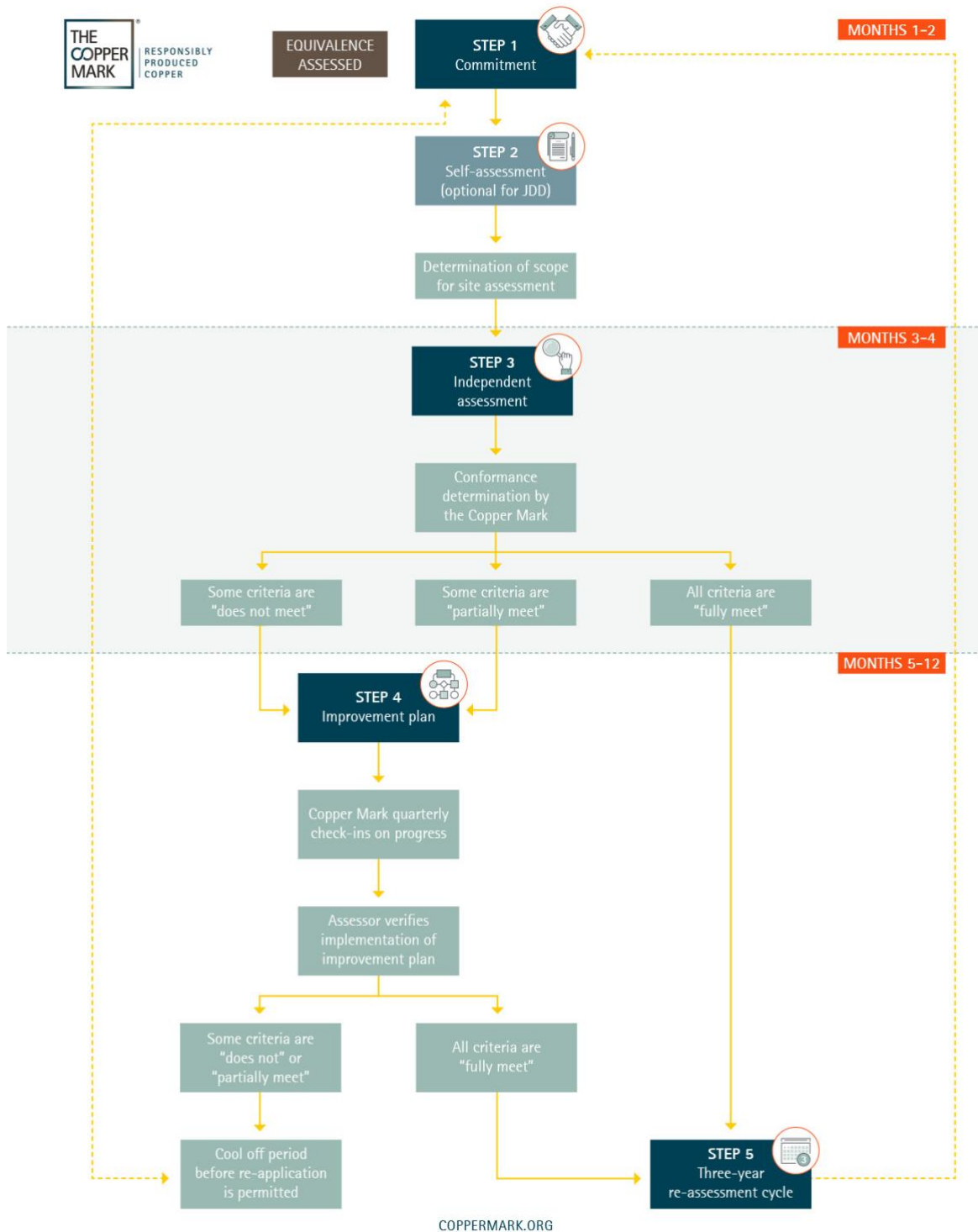
このセクションでは、The Copper Mark 保証プロセスのステップの詳細を利用者向けに説明します。保証プロセスには、一般的に 5 つの中核的なステップが含まれ、詳細は以下のセクションで説明します。

図 2: The Copper Mark 保証プロセスサイクルの概要

## The Copper Mark Assurance Process



図3: The Copper Mark 保証プロセス: スケジュール例



\*インフォグラフィックにおいて、JDD は共同デューデリジェンス基準、CoC は加工流通過程管理基準を意味します

## ステップ 1: 誓約

業務	参加者	その他の対象生産拠点
ステップ 1: 誓約	誓約書および企業同意書	事前評価質問票および生産拠点同意書

### 4.1.1 申請

生産拠点は、関連書類に署名し、関連料金を支払うことで、保証プロセスを開始します。企業は、同時に複数の生産拠点を登録することもできます。

企業同意書／生産拠点同意書は、企業レベルで記入し、複数の生産拠点に適用することができます。誓約書と事前評価質問票は、生産拠点レベルで記入しなければなりません。

The Copper Mark は、ビジネスパートナーのセットアップ完了後に連署を行います。

### 4.1.2 ビジネスパートナーのセットアップ

The Copper Mark では、[人権と環境に関する方針](#)とデューデリジェンス手順に従い、The Copper Mark 保証フレームワークへの参加を希望するすべての生産拠点に対して、デューデリジェンス審査を行います。

デューデリジェンスプロセスの最初のステップはビジネスパートナーのセットアップであり、これは The Copper Mark がすべての法律と規制を遵守することを確保するために必要です。

以下の場合、申請者は拒否されます。

- 企業が制裁対象国に所在している。
- 企業の所有者、主要株主、取締役、最高経営責任者、CEO、役員、または受託者が、欧州連合、スイス、英国、または米国の制裁リストに掲載されている

デューデリジェンスプロセスの次のステップは、環境、社会、ガバナンスの問題に関して、広く生産拠点の報道の精査を実施することです。このステップでは、スタッフが一般に公開されている情報の検索を行い、または第三者にこれを委託します。The Copper Mark はまた、[苦情処理メカニズム](#)を通じて申し立てられた苦情を利用することもできます。報道の精査の結果は記録され、モニタリングされます。

報道の精査の結果は、生産拠点が選択した承認済み評価者と共有され、独立した生産拠点評価(ステップ 3)の範囲に組み込まれます。The Copper Mark は、特定された問題の解決を証明するため、評価結果の記録を保持します。問題が解決されない場合、生産拠点は The Copper Mark を取得または保持できない可能性があります。

### 4.1.3 開始日

ビジネスパートナーのセットアップが完了すると、The Copper Mark がすべての文書に連署し、The Copper Mark ウェブサイトに生産拠点を掲載します。すべての文書が完成し、署名された日を開始日と呼び、この日に保証プロセスのスケジュールが正式に開始し、生産拠点には適宜、ステップ 2~5 を完了する義務が生じます。

#### ステップ 2: 自己評価

業務	参加者	その他の対象生産拠点
ステップ 2: 自己評価	√	任意

参加者は自己評価質問票に回答し、裏付文書とともに The Copper Mark に提出し審査を受けます。

自己評価を提出する際、参加者は以下を行います。

1. 生産拠点レベルの情報を提供する。
2. 生産拠点に適用される既存の認証、イニシアチブ、基準の報告書を提供する。
3. 各 The Copper Mark 基準の裏付文書をアップロードし、証拠が関連する基準に明確にリンクされていることを確認する。
4. 適用されない基準については、参加者は、その基準が当該生産拠点に適用されない理由を説明し、可能であれば、説明を裏付ける関連する検証可能な文書を提出する必要があります。

同等の認証または独立した検証システムによってすべての基準が完全にカバーされている場合は、自己評価を行う必要は**ありません**。この場合、生産拠点は、同等の認証または外部保証された管理システムと、独立した監査報告書などの関連証拠を提出しなければなりません。

#### ステップ 3: 独立した生産拠点評価

業務	参加者	その他の対象生産拠点
ステップ 3: 独立した生産拠点評価	√	√

**The Copper Mark は、適用されるすべての基準を生産拠点レベルで独立して評価することを要求しています。**

#### 4.1.4 評価者選定

生産拠点は、生産拠点評価のために、The Copper Mark が保持する承認済み評価者登録簿から評価者または評価者チームを選択することができ、または、自ら選択した評価者または評価者チームを The Copper Mark に検討し承認するよう求めることができます。そのような場合、評価者は The Copper Mark に対し、評価者に課す The Copper Mark の要件をどのように満たしたかを示す十分な証拠を提出し、The Copper Mark が申請を審査するための合理的な時間を確保することが求められます。The Copper Mark では、ほとんどの評価で複数の評価者によるチームが必要になると考えています。

セクション 5 に記載され定義されている、評価者に対する The Copper Mark 要件を満たしていると The Copper Mark が承認した評価者のみが、生産拠点評価を実施することができます。

The Copper Mark は評価者を承認するすべての権利を保持します。

The Copper Mark は、特定の基準、地域、オペレーションの種類、または主題の専門知識についてのみ承認された評価者を区別します。

#### 4.1.5 適用基準

評価者がその基準について以下を確認しない限り、関連する The Copper Mark 基準のすべての基準が評価されます。

1. オペレーションの種類、地域、状況により、その特定の生産拠点には適用されない。
2. 同等の生産拠点評価で完全に満たされており、その基準に関するデューデリジェンスで提起された潜在的な問題がない。
3. 同等の生産拠点評価で部分的に満たされており、その場合、以前に生産拠点で評価が行われなかった領域のみが含まれる。

#### 4.1.6 独立した生産拠点評価の計画

独立した生産拠点評価に先立ち、評価者は評価を計画しなければなりません。計画は以下に基づきます。

1. セクション 3 で提供される評価範囲の情報: オペレーション、金属、インフラと業務に関する必須要件、適用される基準に応じた同等性。
2. 同等性: 評価者は、セクション 3.2.2 に従って、同等システムおよび独立した監査報告書などの関連証拠を審査するものとします。
3. 机上調査: 評価者は、評価に内在するリスクを理解し、ステークホルダー関与計画を策定するために、机上調査を実施するものとします(附属書 I 参照)。評価者は、同等の保証または認証によってカバーされている場合であっても、The Copper Mark または

評価者によって実施および提供されるデューデリジェンスを取り入れることができます。The Copper Mark は、デューデリジェンスプロセスから生じる問題を評価においてどのように管理するかについてアドバイスを提供することができます。詳細は附属書 II を参照してください。

4. 該当する場合、自己評価の審査: 評価者は、参加者の自己評価と対応する証拠を審査するものとします。この審査は、評価者が方針、手順、潜在的な管理リスクを熟知するのに役立ちます。
5. リスクに基づくアプローチ: 評価者は、適用される The Copper Mark 基準に対する生産拠点のパフォーマンスに関する情報を体系的に収集および分析して効率を最適化し、生産拠点のコンプライアンス負担を軽減するために、リスクに基づくアプローチをとることが求められます。リスクに基づくアプローチは、以下を認識するデータ収集と分析に優先順位をつける最も適切な方法であると理解されています。
  - 内在リスク - 生産拠点のオペレーションにおける法的、社会的、地理的背景。
  - 管理リスク - 生産拠点が実施している管理システム、および生産拠点が積極的に取り組み、または従っている任意のイニチアチブや責任ある慣行。
  - 検出リスク - 評価手法が、存在するギャップを特定する可能性。

評価者は、業務慣行と The Copper Mark 基準の期待との間に重大なギャップを引き起こす可能性が最も高いリスクを特定および評価する目的で、生産拠点のオペレーション、事業活動、サプライチェーン、および状況を理解することが期待されます。

評価者は、より高いリスクの評価により多くの時間を割くものとします。これには、サンプル数の増加および／または主題に関する専門家の活用が含まれ、生産拠点での作業時間が増加する可能性があります。評価者は、報告書にサンプリング方法の説明を含めなければなりません。

上記の考慮事項と評価範囲設定中に提供された情報を用いて、評価者は評価計画を策定しなければなりません。評価計画には、評価者が評価計画中に得た情報をどのように考慮し、対処したかを明確に反映する必要があります。これには以下が含まれますが、これらに限定されません。

- 評価者がどの評価手法 (ISO 19011、ISAE 3000 または同等のもの) を適用するか。
- 評価者が特定した内在リスク、管理リスク、または検出リスク。
- The Copper Mark デューデリジェンス報告書の結果。
- 同等システムでの基準。

評価者は、予定された評価の前に、The Copper Mark による審査のための十分な時間を確保した上で、評価計画を英語で The Copper Mark に提出しなければなりません。

評価者、生産拠点、または The Copper Mark の要請により、当事者は計画会議を開催することができます。

#### 4.1.7 ステークホルダーへの事前通知

生産拠点は、既存のコミュニケーションメカニズムを利用し、保証対象の生産拠点における活動に関し、関連するステークホルダーに保証プロセスを事前に通知します。

この事前通知には、ステークホルダーが選定された評価者と関わり、保証プロセスに関連する情報を提供するための招待、および評価者の連絡先情報、The Copper Mark の連絡先情報、紛争解決メカニズムへのアクセス方法に関する情報が含まれます。

地域社会とのコミュニケーションに適した事前通知とは何かについては、各生産拠点が独自の定義を持つようになると思われます。最低でも、ステークホルダーが検討および対応を行う時間を確保するため、保証プロセス開始の少なくとも 30 日前に通知を行わなければなりません。

The Copper Mark は、ウェブサイト上で保証対象の生産拠点の年間リストを保持します。このリストには、保証を受ける生産拠点から提供された、評価者の氏名、連絡先、保証予定日が記載されます。The Copper Mark が保証プロセス開始の 30 日前までにウェブサイトに確実に掲載できるよう、生産拠点は少なくとも 40 日前までにこれらの氏名を提供する必要があります。

#### 4.1.8 独立した生産拠点評価

生産拠点評価の間、評価者は、適用される The Copper Mark 基準に対する生産拠点のパフォーマンス状況を現地で確認するものとします。

The Copper Mark 評価者は、独立した生産拠点評価を完了するために、適用される The Copper Mark 基準を利用しなければなりません。

The Copper Mark は、すべての評価が以下の基準に沿って実施されることを要求しています。

1. 本保証プロセスで定義されているすべての要件、および以下のいずれか。
2. ISO19011:2018 管理システムの監査のための指針または
3. ISAE3000 または同等のものに準拠した**合理的保証業務**。

生産拠点評価の実施プロセスには、以下を含まなければなりません。

1. 計画と準備。
  - セクション 4.4.2 および 4.4.3 で定義される業務を完了する。
  - 生産拠点評価のロジスティクスを整理する。
2. 評価業務には以下が含まれる必要があります。
  - オープニング会議。
  - 生産拠点で産出される鉱物／金属を含む評価範囲の確認。

- 経営陣と労働者へのインタビュー。
  - 文書審査。
  - 生産拠点のオペレーション、建物、土地の直接観察。
  - 内在リスク、管理リスク、検出リスクを考慮した、リスクに基づく記録とデータのサンプリング。
  - 附属書 I のステークホルダー関与ガイダンスに従った、先住民グループや地域社会、NGO、地域社会の組織、サプライチェーン上流関係者、政府団体といった関連するステークホルダーとのステークホルダーインタビュー。
  - 「適用なし」とされた基準が適用されないことの確認。
  - 「完全に満たしている」を達成するための潜在的なギャップの確認を含む最終会議。
  - 評価者は、生産拠点評価中に同等とみなされる基準および適用されない基準を審査することは期待されませんが、観察された懸念事項について、The Copper Mark に注意喚起し、報告書に記載することが期待されることに留意してください。The Copper Mark は、生産拠点や、可能であれば同等の基準の所有者を関与させて、矛盾する証拠や評価の結果を解決します。各生産拠点は、論争を解決するために The Copper Mark 苦情処理メカニズムを利用することもできます。
3. 報告: 評価者は、生産拠点評価に基づいて評価の結論を導き出し、特定されたギャップを明確に示すものとします。
- 評価者は、完全な評価報告書を完成させるためには、それが概要報告書の対象となっている構成要素を網羅している限り、どのような書式を利用することもできます。
  - 評価者は概要報告書テンプレートを利用して概要報告書を完成させなければなりません。評価者はこのテンプレートを利用して完全な評価報告書を完成し、公表前に The Copper Mark および生産拠点と協力して機密情報を削除することができます。
  - 共同デューデリジェンス基準で定義されている特定ポイントを含む評価を実施する場合、評価者は共同デューデリジェンスツールも記入し、提出しなければなりません。これは、共同デューデリジェンス基準に対するすべての評価、および該当する生産拠点の基準 10 に適用されます。
  - **報告書は英語でなければなりません。**

評価者は報告書を作成し、生産拠点に提出するものとします。The Copper Mark、生産拠点、評価者は、プロセスを反復し、報告書を仕上げます。生産拠点は、事実の正確さについてコメントすることが要請され、本審査の所見に異議を唱えることはできません。

#### 4.1.9 パフォーマンスの判定

該当する The Copper Mark 基準の各基準について、評価者は以下の定義を利用してパフォーマンスレベルを決定しなければなりません。

<p>満たしていない (以下のいずれかに該当)</p>	<p>完全に満たしている (以下のすべてに該当)</p>	<p>部分的に満たしている (以下に該当)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本基準の主要な要件に合致する管理システムを導入していない。</li> <li>・管理システムは設計されているが、基準の主要な要件に合致していない。</li> <li>・安定した管理システムの実施を実証できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理システムが設計されており、基準の主要な要件すべてに合致している。</li> <li>・効果的かつ安定したシステムの実施を証明できる。</li> <li>・管理システムの実施をモニタリングし、追跡している。</li> <li>・管理システムの有効性を見直し、必要に応じて更新している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「満たしていない」にも「完全に満たしている」にも当てはまらないものすべて。</li> </ul>

評価者は、基準の意味や意図の説明など、要件に関する一般的な明確化を提供することができ、非規範的な表現で改善の機会を特定することができます。評価者は、コンサルティングサービスを提供してはなりません。コンサルティングとは、生産拠点のシステムまたは管理の設計、導入、または維持への参加、あるいは生産拠点または企業固有の解決策、指示、または成果物の提供と定義されます。提案される事業改善は観察事項として文書化されるものとし、具体的な行動、ツール、フォーマット、責任者、またはスケジュールを規定してはなりません。

#### 4.1.10 重要な通知

評価中に以下の事項が確認された場合、評価者は 24 時間以内に The Copper Mark に通知しなければなりません。

- 保証プロセスの実施、または生産拠点に起因する、ステークホルダーまたは評価者の安全上の危険。
- ステークホルダーが保証プロセスへの参加に対して脅しや報復を受けた。
- 評価者が評価の完了に必要な文書、場所、個人へのアクセスを拒否された。
- 犯罪行為への関わりを含む、深刻な不正行為、贈収賄、腐敗行為の証拠。
- その他の違法行為。

The Copper Mark は、[デューデリジェンス手順](#)および／または[苦情処理メカニズム](#)を実施し、必要に応じて重要な通知に対処します。

#### 4.1.11 判断の実施

The Copper Mark は、生産拠点評価報告書を審査し、最終報告書を受領してから **10 営業日** 以内に、生産拠点が適用される The Copper Mark 基準の要件を満たしているかどうかの判断を実施します。その判断は文書化されます。概要報告書が最終化されると、The Copper Mark は以下の情報を生産拠点に提供します。

- 参加者が The Copper Mark、The Molybdenum Mark、The Nickel Mark および／または The Zinc Mark(いずれか該当するもの)を取得したか否かを含むパフォーマンス判定。
- 特定されたギャップの詳細。
- 改善計画の提出が必要とされる期日。
- 改善計画の実施が必要とされる期日。
- 改善計画の実施状況の確認の頻度と要件。

#### 4.1.12 リモート評価

原則として、The Copper Mark 保証プロセスでは、リモート評価は認められません。

リモート評価とは、評価者または評価チームが物理的に生産拠点にいないオフサイト評価です。評価の範囲は、現地での評価と同じです。リモート評価は「バーチャル評価」で、通常は直に人が観察する評価の構成要素を、テクノロジーを活用して視覚的に確認するものです。リモート評価は、生産拠点の文書や記録だけを審査する机上評価とは区別する必要があります。

稀に、例外的な状況により、The Copper Mark がいくつかの基準について生産拠点のリモート評価を検討する場合があります。これは、入手可能なすべての情報を検討した上で、ケースバイケースで決定されます。

#### 4.1.13 生産拠点評価のオブザーバー

The Copper Mark、評価者、または生産拠点は、追加の当事者が独立した生産拠点評価に出席することを要請することができます。

The Copper Mark スタッフは、スタッフトレーニング、保証フレームワーク内で提案される事業改善の特定、評価者の質のモニタリングなど、様々な理由で生産拠点評価のオブザーブを希望する場合があります。

また、現地語でのインタビューや文書審査には、通訳や翻訳者が必要になることもあります。これらの個人が承認された評価者でない場合は、オブザーバーとみなされます。

その他のオブザーバー、例えば評価研修生や外部組織の代表者も出席を要請されることがありますが、これは生産拠点の明確な同意がある場合に限られます。

オブザーバーは評価や評価者の判断に干渉することはできません。オブザーバーは、The Copper Mark、生産拠点、評価者または評価法人のすべての方針と手順に従うものとします。

The Copper Mark スタッフを除き、評価者は、労働者、請負業者、ステークホルダーとのインタビューからオブザーバーを除外する権利を有します。

オブザーバーは、生産拠点、評価者、および／または The Copper Mark の要請により、機密保持契約書に署名することを求められる場合があります。

The Copper Mark、生産拠点、および評価者は、同意を取得し、関連するすべての方針と手順に同意していることを確認するため、生産拠点評価の少なくとも **10 営業日前**までにすべてのオブザーバーについて通知を受ける必要があります。

#### 4.1.14 評価結果

すべての基準が「完全に満たしている」である生産拠点は、ステップ 5 に進むものとします。

1 つまたは複数の基準が「満たしていない」または「部分的に満たしている」である生産拠点は、ステップ 4 に進まなければなりません。

表 3: 評価結果

状況	改善計画が必要	生産拠点に関連するクレームを行う資格がある	製品クレームを行う資格がある
The Copper Mark 基準			
すべての基準が「完全に満たしている」	いいえ	はい	いいえ
1 つまたは複数の基準が「部分的に満たしている」であるが「満たしていない」基準はない	はい	はい	いいえ
1 つまたは複数の基準が「満たしていない」	はい	いいえ	いいえ
CoC			
すべての基準が「完全に満たしている」	いいえ	いいえ	はい
1 つまたは複数の基準が「部分的に満たしている」であるが「満たしていない」基準はない	はい	いいえ	はい
1 つまたは複数の基準が「満たしていない」	はい	いいえ	いいえ

JDD のみ			
すべての基準が「完全に満たしている」	いいえ	いいえ	いいえ
1つまたは複数の基準が「部分的に満たしている」であるが「満たしていない」基準はない	はい	いいえ	いいえ
1つまたは複数の基準が「満たしていない」	はい	いいえ	いいえ

#### ステップ 4: 改善計画

業務	参加者	その他の対象生産拠点
ステップ 4: 改善計画	√	√

#### 4.1.15 改善計画の種類

The Copper Mark 保証プロセスを利用する生産拠点が実施する改善計画には、2つの種類があります。

- **The Copper Mark の独立した評価:**これは、The Copper Mark の独立した評価で特定されたギャップに起因する改善計画を指します。評価者によって「部分的に満たしている」または「満たしていない」と判断されたすべての基準について、生産拠点は改善計画を策定し、実施しなければなりません。
- **同等システム:**これは、同等システムを通じて特定されたギャップに起因する改善計画を指します。生産拠点は、実施状況を証明するために、評価プロセスおよび同等システムの報告書式を利用することができます。The Copper Mark は、保証プロセスのスケジュールを確実に遵守するため、進捗状況をモニタリングします。

#### 4.1.16 改善計画の策定と実施のスケジュール

表 3: 改善計画のスケジュール

基準	改善計画の提出期限	改善計画実施に対する評価完了期限	すべての基準について「完全に整合している」と評価される期限
The Copper Mark 基準		独立した生産拠点評価の	開始日から 24 か月

加工流通過程管理 基準	The Copper Mark の 決定を受けてから 20 営業日	最終日から 12 か月	
共同デューデリジェ ンス基準		開始日から 12 か月	開始日から 12 か月

**同等システム:**このパスの改善計画は、保証プロセスのステップ 2: 自己評価で提出されなければなりません。

ステップ 2 では、同等性審査の一環として、評価者が改善計画に目を通します:「今後 12 か月以内にギャップを埋めるための是正措置計画がある。」

#### 4.1.17 モニタリング

The Copper Mark は、各ギャップ、関連システム、改善計画、改善計画の実施保証期日を記録します。

四半期ごとに、The Copper Mark は各生産拠点の進捗状況进行评估し、期限までに改善策を実施するための課題を特定します。The Copper Mark は、該当するすべての基準が「完全に満たしている」と独立して検証されるまで、対応の記録を保管します。

同等システムについては、そのシステムのプロセスの中で生産拠点が改善計画を実施していないことが明らかになった場合、The Copper Mark は以下を行う場合があります:

- 生産拠点に、独立した机上審査によるフォローアップ評価を実施させ、同等システムを通じて実施される次回の独立した生産拠点評価に含めることを要求する。
- 生産拠点に、この保証プロセスを用いて「完全に満たしている」ではない基準について、フォローアップ評価をすることを要求する。

#### 4.1.18 フォローアップ評価の結果

以下は、すべての基準について「完全に満たしている」となる期限時点であり得る結果であり、期限終了時の状況、および独立した生産拠点評価終了時の状況をまとめたものです。

表 4: 改善計画の結果

期限終了時			
	すべての基準が「完全に満たしている」	1つまたは複数の基準が「部分的に満たしている」であるが「満たしていない」基準はない	1つまたは複数の基準が「満たしていない」
The Copper Mark 基準			

すべての基準が「完全に満たしている」	The Copper Mark/The Molybdenum Mark/The Nickel Mark/The Zinc Mark の表示を継続	停止
1つまたは複数の基準が「部分的に満たしている」であるが「満たしていない」基準はない		
1つまたは複数の基準が「満たしていない」		
CoC		
すべての基準が「完全に満たしている」	製品クレームを継続	製品クレームを行えない
1つまたは複数の基準が「部分的に満たしている」であるが「満たしていない」基準はない		
1つまたは複数の基準が「満たしていない」		
JDDのみ		
すべての基準が「完全に満たしている」	適合の声明を伝達し続ける	保証プロセスから削除
1つまたは複数の基準が「部分的に満たしている」であるが「満たしていない」基準はない		
1つまたは複数の基準が「満たしていない」		

生産拠点が停止された場合、

- 参加者は、The Copper Mark のロゴおよびクレームを利用することはできません。
- The Copper Mark は、ウェブサイト上で停止の旨を記し、停止の理由を示します。
- 6 か月の停止後、適用されるすべての基準を完全に満たしていない生産拠点は保証プロセスから削除されます。

生産拠点が削除された場合、

- 参加者は、The Copper Mark のロゴおよびクレームを利用することはできません。
- その生産拠点は 12 か月間、保証プロセスに再参加することはできません。
- The Copper Mark は、このステータスを有する生産拠点をウェブサイト上に記します。

生産拠点は、まず停止期間に入らず、直接削除に移行することを選択することができます。

#### 4.1.19 延長

例外的な状況においては、The Copper Mark は、生産拠点がすべての適用基準について「完全に満たしている」となるために必要な改善策をすべて実施するために、定められた期間以上の猶予を認めることがあります。より長い期間はケースバイケースで検討され、必要な改善策が所定の期間内に合理的に実施できないという証拠を生産拠点が提出できる場合にのみ、延長が認められます。この場合、結果が通知される前に、生産拠点と The Copper Mark の間で合理的な期限が合意されます。

延長された生産拠点は、別段の選択をしない限り、停止または削除のプロセスから免除されます。

##### 4.1.19.1 延長要請プロセス

例外的な事情により、開始日から 24 か月以内に該当するすべての基準について「完全に満たしている」という要件を満たすことができない生産拠点は、以下の要件を満たすことにより、延長を要請することができます。

1. 延長要請は書面にて The Copper Mark 宛に行わなければなりません。
2. 延長要請は、適合期限である 24 か月（共同デューデリジェンス基準に照らしてのみ審査される生産拠点については 12 か月）が終了する前に The Copper Mark が受領しなければなりません。要請は、適合期限が経過する前に The Copper Mark がそのメリットを評価するための合理的な時間を確保できるように受領されなければなりません。が、少なくとも期限の 15 営業日前までに受領されなければなりません。
3. 要請は以下を含まなければなりません。
  - a. 要求される改善策が所定の期限内に合理的に実施できないことを示す証拠。
  - b. 実施に必要な追加期間。

延長要請の一環として、生産拠点は以下の証拠を The Copper Mark に書面で提出しなければなりません。

1. 現行の慣行と要件とのギャップの概要。
2. ギャップが期限内に対処できない正当な理由。
3. 実施計画、スケジュール、完了までのマイルストーン。

これらの要件を満たさない要請は承認されません。

#### 4.1.19.2 The Copper Mark による審査プロセス

延長要請が受領されると、The Copper Mark スタッフは以下のステップを実施します。

1. 以下の点を評価するために要請を審査する。
  - a. 要請の完全性。
  - b. 提供された証拠が状況において合理的であるかどうか。
  - c. 他の類似の状況における前例があるかどうか。
2. 適切な場合、スタッフは評価者との協議を含む追加的な情報収集に従事することができます。
3. スタッフは、受領から 15 営業日以内に延長を許可するかどうかの決定を実施します。
4. 承認された延長は、公開された概要評価報告書に記載されます。

#### 4.1.19.3 The Copper Mark によるモニタリング

延長の要請が承認された場合、The Copper Mark は、生産拠点とスタッフ間の定期的な確認において、新たな期限に対する進捗状況と遵守状況をモニタリングします。

モニタリングには、計画実施の進捗状況、スケジュールの遵守、完了までのマイルストーンの達成状況についての議論が含まれます。

「完全に満たしている」というパフォーマンス判定をもたらす改善計画の完全な実施は、延長期限の満了前に、承認された評価者によって検証されなければなりません。

#### ステップ 5: 再評価

業務	参加者	その他の対象生産拠点
ステップ 5: 再評価	√	√

生産拠点は、**3 年ごとに完全な再評価(ステップ 5)**を行い、継続的な適合性を証明しなければなりません。前回の開始日から 3 年経過した時点で、プロセスは再び開始されるものと見なされます。参加しなくなった生産拠点は、その日までに The Copper Mark に通知しなければなりません。

生産拠点の全面的または限定的な再評価は、3 年よりも早く発動することがあります。評価の範囲に重大な変更があった場合、またはその間に重大なイベントやインシデントが発生した場

合、生産拠点は The Copper Mark に報告する義務があります。The Copper Mark は、デューデリジェンス手順に沿ったインシデントの審査に基づき、生産拠点がステップ 2 からステップ 4 を適切に完了することを、それが義務付けられた 3 年間の再評価サイクルの前であっても要求する権利を留保します。

**The Copper Mark は、デューデリジェンス手順、The Copper Mark 苦情処理メカニズム、および／または生産拠点が提供する情報開示に従って実施される継続的なモニタリングを通じて、これらの情報を収集します。**

重大な変化やイベントには以下のようなものがあります。

- 業務上、または買収による生産拠点の重大な変更(例:業務停止、採掘方法の変更、ケア&メンテナンスへの移行)。
- 売却、合併事業の締結、合併、買収による、生産拠点の実質的所有者または運営主体の変更。
- The Copper Mark 苦情処理メカニズムに基づき生産拠点に対して申し立てられた苦情で、The Copper Mark 基準のいずれかの基準に対するギャップを示すもの(苦情処理に関する詳細は、[The Copper Mark 苦情処理メカニズム](#)を参照)。
- 100%リサイクル材から採掘材を含むような投入材の変更。
- 生産拠点が「レッドフラッグ<sup>1</sup>」を確認するきっかけとなる、調達慣行や状況の変化。

参加者については、上記への追加的な重大な変更またはイベントには以下のいずれかが含まれる場合があります。

- 環境に重大な悪影響をもたらす重大な環境上のインシデント<sup>2</sup>。
- 1 人または複数の死者を出した重大な産業災害またはインシデント。
- 人権に重大な悪影響を及ぼす重大なインシデント。

この場合、The Copper Mark は生産拠点に対し、一部またはすべての基準について標準の 3 年サイクルよりも早い再評価を受けることを要求する場合があります。実施された評価の結果が完了するまで、生産拠点のステータスは「審査中」となります。

生産拠点が「審査中」の場合：

- 生産拠点は、The Copper Mark クレームガイドに従ってロゴを利用したり、クレームを行ったりすることは許可されません。既存のクレームがある場合(年次報告書やその他

<sup>1</sup>銅、鉛、モリブデン、ニッケルおよび亜鉛に関する共同デューデリジェンス基準に定義。

<sup>2</sup>環境への重大な悪影響には、以下が含まれますが、これらに限定されません: 大気排出による悪影響、許可許容量を超える地表水や地下水への放出、有害または非有害廃棄物の不処理または不適切な処分、地域の生物多様性や生態系への変化、絶滅危惧種への影響、重要生息地や保護地域への影響、疾病、負傷、死亡の原因となる地域社会への影響、または地域社会の水へのアクセスや水質に悪影響を及ぼす地域社会への影響、大規模な清掃および／または地域社会の避難や移転を必要とする流出や放出、または土地や土壌の汚染。

の出版物など)、それを削除する必要はありません。ただし、新たなクレームを行うことはできず、保証プロセスへの参加に言及する際には、必ず The Copper Mark ウェブサイトの参加ページへのリンクを張らなければなりません。

- 生産拠点は、The Copper Mark によって特定された範囲について、承認された評価者による評価を受けなければなりません。生産拠点は、内部および／または外部の調査結果が含まれることがある評価者からの情報提供要請に全面的に協力することが求められます。評価者は改訂された評価報告書を提出します。受領後、生産拠点のステータスが審査され、改訂されます。
- The Copper Mark は、このステータスを有する生産拠点をウェブサイトに記載します。

生産拠点は、The Copper Mark 基準の基準 10 および共同デューデリジェンス基準の一部として、公開されている「ステップ 5」報告書へのリンクを毎年提出し、上記で定義されているような重大な変更やイベントがあった場合には、その有無を確認することが求められます。

上記の提出がない場合、3 年間のサイクルよりも早く再評価が行われる場合があります。

## 5 評価者選定と評価

### 選定

評価者は、以下の要件に基づいて The Copper Mark によって承認されます<sup>3</sup>。

<p>客観性</p>	<p>客観性、機密保持、および利益相反の不存在を保証するために、すべての評価者、主題に関する専門家／現地の専門家、通訳者、およびそれぞれが所属する企業は、評価を実施するために契約した生産拠点およびその親会社から独立していなければなりません。これらの者は、保証対象業務から独立している必要があり、偏見がないように行動しなければなりません。</p> <p>これは以下のことを意味します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 評価者は、施設の自己評価に支援や助言を提供し、またはその他の形で貢献してはなりません。誤解を避けるために明記すると、準備支援、診断、準備状況の審査、ギャップの特定、または特定されたギャップへの対処方法に関する提案などの活動はアドバイザーサポートに該当し、公平な保証とは両立しません。</li> <li>● 評価者は、自ら、または同じ所属法人の同僚が過去に特定、設計、または実施を支援した基準、是正措置、または改善計画を審査、評価、または保証してはなりません。これには、以前のアドバイザー業務または準備作業中にギャップ、是正措置、または改善計画が特定された状況が含まれます。アドバイザーチームと保証チームの内部的な分離(しばしば「社内ファイアウォール」と呼ばれます)は、実際の利益相反または見かけ上の利益相反のいずれに対処するにも十分とはみなされず、したがって許可されません。ただし、この制限は、実際の利益相反、潜在的な利益相反、または見かけ上の利益相反が存在しないことを確認するための徹底的な評価を行うことで免除される場合があります。考慮すべき要因には、問題のシステムが評価者の関与以降に実質的に改訂され、または置き換えられたかどうか、評価者の以前の役割の性質と範囲、および客観性を損なう可能性のあるその他の状況が含まれます。そのようなすべての評価およびその結論は、文書化および記録しなければなりません。</li> <li>● 評価者は、「事実上の」(実際の)利益相反と「見かけ上の」(見かけ上の)利益相反の両方が資格喪失の理由になると想定する必要があります。評価者が自ら客観的な判断が可能であると</li> </ul>
------------	---

<sup>3</sup>これらは最低限必要な要件であり、The Copper Mark 評価者管理プロセスにおいてさらに詳述される場合があります。

	<p>考えている場合であっても、合理的な第三者が以前の関与により保証の客観性が損なわれていると認識する可能性がある場合は、評価を進めてはなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 評価者は、評価の範囲内に含まれる施設、その親会社、またはそのサプライチェーン内の事業体との既存または過去の取引、アドバイザー、財務上の関係、またはその他の関係を開示しなければなりません。これには、コンサルティングサービス、ギャップ分析、改善計画の策定または実施、金銭的利害関係、所有持分、契約上の取り決め、または公平性を損なうと合理的に認識される可能性のあるその他の関係が含まれますが、これらに限定されません。申告されたすべての関係は The Copper Mark によって審査され、報告書で開示されます。The Copper Mark が、実際の利益相反または見かけ上の利益相反が存在すると判断した場合、評価者は評価の実施を許可されません。</li> </ul> <p>評価者は、チームメンバーまたはその所属企業によって提供される他のサービスを利用することで、保証業務中または保証業務後に優遇措置を受けられるという印象をいかなる形でも与えてはなりません。</p>
<p>経験</p>	<p>他のスキームの下で類似の範囲の評価を実施した経験、または、試験その他の能力検証要素を含む公認評価機関から管理システム監査員として現在認証を受けていること。</p>
<p>専門知識</p>	<p>統合基準に関連する環境、社会、ガバナンス、または金属サプライチェーンの主題において、関連する業界経験および外部保証を提供した経験が実証されており、最低 5 年間または 10 回の評価完了の実績があること。</p> <p>文化的に適切な方法で地域社会におけるステークホルダーインタビューを実施した、実証されたスキルと経験。</p> <p>ISO 19011 マネジメントシステム監査のための指針または ISAE 3000 保証業務に関する国際基準の知識。</p>
<p>資格</p>	<p>関連分野の大学学位取得。</p> <p>指定された The Copper Mark トレーニングモジュールの完了。</p> <p>少なくとも 1 名の評価者について、該当する生産拠点の国およびその国の言語での経験と熟練。現地語に堪能でないチーム内の他の評価者を補うために、翻訳者を利用することができます。</p>

保証プロセスと基準は同じであるため、The Copper Mark は、The Copper Mark の承認を受けた評価者を他の金属マークと区別しません。

共同デューデリジェンス基準のみの評価をするための承認を申請する評価者は、専門知識に関するセクションを除くすべての要件を満たさなければなりません。この場合、評価者は、鉱業、製錬または精錬における **OECD の紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデューデリジェンスガイドンスに従った鉱物のサプライチェーンデューデリジェンス**に関する知識、理解および少なくとも 5 年間の実務経験または 10 回の監査を実証しなければなりません。

評価者は、テーリング管理の検証に関連する附属書 III のガイドンスに従わなければなりません。

共同デューデリジェンス基準に対する評価の実施を承認されたすべての評価者は、加工流通過程管理基準に対する評価の実施も承認されます。

The Copper Mark は、上記の要件に沿った能力の説明、資格の証拠、利益相反の開示、トレーニング記録、および改善措置の保留を含む The Copper Mark の観察結果を含む、承認された評価者の最新リストを保持します(5.3 評価を参照)。3 年に 1 度、The Copper Mark はリストを評価し、活動実績がない評価者、または更新された承認要件を満たさない評価者を削除します。

生産拠点は、同一の評価者と 3 回の評価サイクル(すなわち最長 9 年間)のみ契約することができます。その時点で、生産拠点は評価者を変更しなければなりません。

評価者は、評価において通訳や技術専門家を利用することができます。これらの個人は、上記の「客観性」の定義に基づき、生産拠点から独立していなければなりません。これらの専門家の氏名と所属を報告書に記載しなければなりません。

## トレーニング

評価者は、The Copper Mark 基準に照らした評価を実施する前に、以下の The Copper Mark トレーニングコースを受ける必要があります。評価試験が存在する場合、評価者は承認されるために 75% のスコアを達成しなければなりません。

- The Copper Mark 保証プロセス入門
- The Copper Mark 金属入門

評価者は、共同デューデリジェンス基準に照らした評価を実施する前に、以下の追加の The Copper Mark トレーニングコースを、独立して、または The Copper Mark 基準に照らした評価の一環として、受ける必要があります。

- 共同デューデリジェンス基準

3年に1度、評価者は The Copper Mark が提供する以下のコースを完了する必要もあります。

- 改訂された基準のトレーニング(必要に応じて)
- 共同デューデリジェンス基準の再教育トレーニング

承認を保持するために、必要に応じて、必須および推奨の追加トレーニングが課される場合があります。The Copper Mark は、ケースバイケースで上記に代わる同等のトレーニングを認める場合があります。

The Copper Mark は、トレーニング完了の記録を保持します。

### 評価

The Copper Mark は、評価者が The Copper Mark の要件に従って評価を実施する能力を、評価の目的と範囲に基づき、評価の記録と照らし合わせて判断し、審査およびモニタリングします。

このプロセスは、[The Copper Mark 評価者管理手順](#)に詳述されています。

## 6 報告

評価者の評価報告書を受領すると、The Copper Mark は以下のことを行います。

- [The Copper Mark 評価者管理手順](#)に従って品質審査を実施する。
- 報告書を審査し、評価プロセスとギャップが The Copper Mark 保証プロセスと The Copper Mark 基準の指示と一致していることを確認する。
- 評価者にフィードバックを提供し、必要に応じて所見と評価業務について明確化を求める。
- 評価者と生産拠点とプロセスを反復し、報告書と概要報告書の両方の正確性と品質を確保する。
- 生産拠点の名称と地理的位置、適合の発効日と失効日、再評価の期限を含む、生産拠点の範囲と関連する詳細を文書化する。

The Copper Mark は、The Copper Mark のテンプレートを利用した概要報告書とともに、ウェブサイトにも生産拠点を掲載します。これには最低限以下が含まれます。

- 生産拠点名と固有の The Copper Mark 番号。
- オペレーションの種類(鉱山、製錬所・精製所、鉱山・製錬所／精製所、加工業者など)。
- 適合期間とその有効期限。
- 評価業務の日付と評価期間。
- サンプルング手法を含む評価業務と手法。
- 認定された同等システム。
- 各基準に関する評価の結論。
- 適合声明。
- 適用されない基準。

保証プロセス、アンケート調査、その他の方法で得られたその他のデータは、独占禁止法を尊重した上で、年次報告書、影響報告書、苦情報告書の目的で、集計された形で The Copper Mark が公表することがあります。

## 7 データの機密保持

The Copper Mark は、以下で提供される生産拠点に関する情報にアクセスします。

- 誓約書(附属書を含みます)、評価前質問票および／または意向表明書。
- 完了済み自己評価。
- 評価を目的とした評価報告書。
- 継続的な改善計画。

The Copper Mark は、機密保持条項を含む契約を生産拠点と締結します。生産拠点は、自らが選択した The Copper Mark 評価者と直接に機密保持契約を締結することを推奨されます。

## 8 苦情処理メカニズムと異議申し立て

独立保証システムとして、The Copper Mark は以下を処理するための苦情処理メカニズムを有しています。

**The Copper Mark に対する苦情。**The Copper Mark の経営陣および取締役会が直接的な統治責任を有する、The Copper Mark の方針、手順、業務プロセスの実施に関する苦情。

**The Copper Mark 保証プロセスを用いて評価された生産拠点に対する苦情。**適用されるすべての The Copper Mark 方針、手順、文書のガイダンスに準拠していない、または従っていない生産拠点に対する苦情。苦情処理メカニズムの目的は、The Copper Mark に対して提起された苦情が、適時に、包括的で、一貫しており、透明性があり、効果的な方法で処理されるようにすることです。特に権利が侵害された場合に、The Copper Mark のステークホルダーが懸念を提起し、調査させ、救済措置を講じることを可能にすることを意図しています。

生産拠点または評価者による基準の解釈や全体的なパフォーマンス判定に対する異議申し立ては、苦情処理メカニズムを通じて管理されます。

## 9 プログラムのコミュニケーションと評価

### コミュニケーション

The Copper Mark は、要件、保証プロセス、ガイダンス文書の更新を含むプログラムの要素を、ウェブサイトとウェブサイトからアクセス可能な関連文書を通じて伝達します。保証プロセスに携わる評価者および生産拠点は、The Copper Mark 基準または保証プロセスのいずれかに重大な変更が加えられた場合、「変更通知」を受け取ります。

評価者は、評価前に関連文書とプロトコルが提供されます。

### プログラム評価

プログラム要件が変更または更新された場合、また少なくとも 3 年ごとに、The Copper Mark は保証プロセス、要件、生産拠点と評価者向けガイダンスを見直し、必要に応じて更新します。

The Copper Mark は、この見直しの一環として、銅セクターにおける責任ある生産に関して、このプログラムが自らの目的と目標を達成しているかどうかを評価します。

見直しの一環として、The Copper Mark は ISO と ISAE の両方、または同等のアプローチの継続的な機能性を検討します。見直しには、社内で収集されたデータの分析、評価報告書、生産拠点およびその他のステークホルダーのアンケート調査が含まれます。

## 10 改定履歴

版番号	目的／変更内容	作成者	日付
5.2	<p>以下の軽微な変更を含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 評価法人への言及の削除</li> <li>● セクション 4.1.9:「提案される事業改善」の提供に関する明確化およびセクション 11「用語集」におけるパフォーマンスの判定の定義の更新</li> <li>● ステップ 5:「審査中」ステータスとその意味合いの追加</li> <li>● セクション 5:評価者承認のための「客観性」の説明の改定、評価者承認、維持、およびトレーニング要件のための専門分野の定義の改定</li> <li>● セクション 8:基準の解釈や全体的なパフォーマンス判定に対する異議申し立てが苦情処理メカニズムを通じて管理されることの明確化</li> <li>● セクション 10 改定履歴の追加</li> </ul>	ヒラリー・アムスター	2026年3月20日

## 11 用語集

評価	The Copper Mark 基準に照らした生産拠点のパフォーマンスの評価。
評価者	The Copper Mark により承認し、生産拠点において The Copper Mark 基準または共同デューデリジェンス基準への適合性を評価および検証するために生産拠点が契約した独立サービス提供者または個人(第三者)。
保証プロセス	The CopperMark 基準への適合性に関する信頼度を高めるために、証拠を入手し検討するよう The Copper Mark において要求される手順および措置。
加工流通過程管理 (CoC)	統制と透明性のシステム。特に、サプライチェーン内を移動する鉱物を保管する一連の企業および個人が文書化された記録。 <sup>4</sup>
企業	事業に関与し、運営するために個人または企業のグループによって設立された法人。本基準の目的上、この用語は、パートナーシップ、所有権、企業、または協同組合を含むあらゆるビジネスおよび所有構造のビジネスを示すものとして用いられます。企業は 1 つまたは複数の生産拠点に関与し、運営する場合があります。
開始日	必要な契約書に両当事者が署名した日。本文書では、開始日が保証プロセスの遵守の始まりとなります。
The Copper Mark	「The Copper Mark」としても知られる商標保護された認証マークとロゴを所有および管理する英国の非営利企業の商号。
The Copper Mark 加工流通過程管理基準	<p>The Copper Mark 加工流通過程管理基準は、<i>The Copper Mark</i> の銅に関する製品レベルのクレームをサポートするための規則を定めています。</p> <p>加工流通過程管理基準は The Copper Mark 基準に照らした評価への<b>任意の追加オプション</b>です。サプライチェーン内を移動する銅を含む製品について、統制と透明性のシステムの要件を定義しています。</p>

<sup>4</sup>OECD (2016 年)、OECD 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデューデリジェンスガイダンスより引用: 第 3 版、OECD 出版局、パリ。65 ページ。

<p>責任ある生産に関する The Copper Mark 基準 (The Copper Mark 基準)</p>	<p>The Copper Mark は、The Copper Mark 基準に照らして参加者のパフォーマンスを査定する基準として、リスク準備評価 (RRA) を使用しています。RRA は、40 を超える国際基準およびガイドラインを、採掘、製錬、精製業務の環境、社会、ガバナンスの側面を対象とする 33 の課題分野に凝縮しています。基準の全リストは基準ガイドを参照してください。</p>
<p>The Copper Mark 関連クレーム</p>	<p>一般向け、または企業間 (B2B) コミュニケーションで利用され、文書化され、以下の 1 つまたは複数からなるクレームまたは表明: The Copper Mark ロゴおよび / または The Copper Mark 保証プロセスに関連するテキスト (The Copper Mark のロゴと並行して使用することも、単独で使用することもできます) の利用。これには、The Copper Mark 保証クレームと The Copper Mark マーケティングクレームが含まれます。</p>
<p>The Copper Mark 基準</p>	<p>責任ある生産のための The Copper Mark 基準 (The Copper Mark 基準)。The Copper Mark は、2023 年 10 月の RRA-The Copper Mark 基準ガイドを含む責任ある鉱物イニシアティブ (RMI) のリスク準備評価 (RRA) を、参加者のパフォーマンスを評価するための基礎として利用しています。</p> <p>および</p> <p>2022 年 7 月の The Copper Mark 加工流通過程管理基準</p> <p>および</p> <p>2022 年 8 月の銅、鉛、モリブデン、ニッケルおよび亜鉛に関する共同デューデリジェンス基準。</p>
<p>同等システム</p>	<p>システムとは、基準と保証要件を持つものと定義されます。これには、持続可能性システム、グッドプラクティスフレームワーク、認証、外部保証管理システムなどが含まれます。広義に使われる「システム」という用語のサブセットには、自主的持続可能性基準 (VSS) システムが含まれます。VSS システムとは、環境と社会の改善に関して、官民の組織によって地域、国、または国際レベルで策定された基準です。</p>
<p>銅、鉛、モリブデン、ニッケルおよび亜鉛に関する共同デューデリジェンス基準</p>	<p>銅、鉛、モリブデン、ニッケルおよび亜鉛に関する共同デューデリジェンス基準 (本基準) は、銅、鉛、ニッケル、および亜鉛業界における責任あるグローバルサプライチェーン管理を実現するために The Copper Mark、国際鉛協会 (ILA)、ニッケル協会 (NI)、国際亜鉛協会 (IZA)、および責任ある鉱物イニシアティブ (RMI) によって策定されました。2022 年 8 月、モリブデンが主要な対象鉱物として追加され</p>

	<p>ました。本基準は The Copper Mark のウェブサイト(<a href="#">こちら</a>)から入手できます。</p>
その他の対象生産拠点	<p>一般的に精錬業者と称される、精錬された金属製品の生産者を含む、鉱山からの銅、鉛、ニッケルもしくは亜鉛の抽出、生産および／または取引を行う企業。</p> <p>共同デューデリジェンス基準は、ステンレス鋼、合金、電池およびメッキの生産に参入する、ニッケル化合物およびすべてのニッケル中間原材料(フェロニッケル、ニッケル銑鉄、ニッケルオキシドシンター等を含みます)の生産者で、精製が行われない場合にも適用されます。</p>
参加者	<p>主要対象金属製品の1つまたは複数の抽出、加工、処理、混合、リサイクル、取扱、またはその他の操作に関わる生産拠点。</p> <p>参加者とは、33のThe Copper Mark基準すべてに照らして評価される生産拠点を指します。参加者のみが、<a href="#">The Copper Mark クレームガイド</a>に従ってThe Copper Markクレームを行う資格を有します。</p>
パフォーマンスの判定	<p>生産拠点の慣行が要件を「満たしていない」、「部分的に満たしている」、または「満たしている」のいずれかに基づいて、各リスク領域に割り当てられるパフォーマンスのレベル。評価者は「提案される事業改善」を記すこともできます。</p>
主要対象金属製品	<p>本基準の目的上、主要対象金属製品は、銅、ニッケル、モリブデン、亜鉛の探掘鉱石、金属、化学物質、合金、またはその他の材料を含むか、またはそれらで構成されるものを指します。これには、製品に特殊な形状、表面、デザインが施され、化学組成よりも影響してその機能を決定する時点までの製品が含まれますが、複雑な物体が製造される時点までは含まれません。</p>
リモート評価	<p>リモート評価とは、評価者または評価チームが物理的に生産拠点にいないオフサイト評価です。評価の範囲は、現地での評価と同じです。リモート評価は「バーチャル評価」で、通常は直に人が観察する評価の構成要素を、テクノロジーを活用して視覚的に確認するものです。リモート評価は、生産拠点の文書や記録だけを審査する机上評価とは区別する必要があります。</p>

<p>生産拠点</p>	<p>生産拠点の定義は、業務、製品、地理的範囲、管理統制に基づいています。</p> <p>生産拠点とは、1つまたは複数の主要対象金属製品の抽出、加工、処理、混合、リサイクル、取扱、またはその他の操作に関わるオペレーションを指します。</p> <p>また、採掘地から銅、鉛、ニッケル、亜鉛を抽出、生産および／または取引するオペレーションを指し、精製金属製品の生産者も含まれます。これには、ステンレス鋼、合金、電池およびメッキの生産に参入する、ニッケル化合物およびすべてのニッケル中間原材料(フェロニッケル、ニッケル銑鉄、ニッケルオキサイドシンター等を含みます)の生産に関わるオペレーションで、精製が行われない場合も含まれます。</p> <p>生産拠点は、同じ地理的領域内の異なる場所で、同じ運営管理下にある複数の業務で構成されることがあります。</p>
-------------	---

## 附属書 I: ステークホルダー関与ガイダンス

### 概要

The Copper Mark の保証プロセス(保証プロセス)では、ISO 19011 管理システム監査のための指針または ISAE 3000 保証業務に関する国際基準または同等のものを利用した合理的保証に従って、評価者が評価を実施することができます。本附属書では、The Copper Mark 保証プロセスの一環として、ステークホルダー関与をどのように実施するかについての追加される期待事項を詳述します。評価者は、**The Copper Mark 基準に照らして評価を行う場合、このガイダンスを利用しなければなりません。**

### 目的

保証プロセスにおけるステークホルダー関与の目的は、評価者が以下について検証、裏付、確認、または異議を唱えることです。

- ステークホルダーが、ステークホルダーおよび基準に応じて、システム、方針、手順および慣行を認識している。
- 生産拠点の方針、手順、プロセスがどのように実施されているか、またそれらが生産拠点内部または公に説明されたとおりに実施されているかどうか。
- 生産拠点の方針、手順、プロセスが、基準で定義された意図した結果をもたらすかどうか。

ステークホルダー関与の一環として収集されたデータは、保証プロセスにおける証拠の一形態に過ぎません。ステークホルダー関与を通じて得られたデータのうち、他の証拠と一致しないものは、更なる調査の必要性を示す場合があります。場合によっては、ステークホルダー関与を通じて得られたデータは、更にテストを行わなくても、評価者の結論を伝えるのに十分かもしれません。

### 原則

The Copper Mark は、評価者、生産拠点、地域組織を通じて、直接および間接的にステークホルダーとの信頼ある安全な関係性と継続的なコミュニケーションを構築するよう努めています。そのためには、以下の原則が適用されます。

- 尊重
- 健康と安全(ステークホルダーと評価者の身体的安全、心理的安全の両方)
- 機密保持
- 誠実
- 文化的感受性

- 柔軟性
- 透明性
- 量より質

評価者またはステークホルダーが、脅しまたはその他の形態の脅迫、強要、報復を含む、健康、安全、機密保持に関する懸念を抱いた場合は、直ちに The Copper Mark に申し出る必要があります。評価者やその他のステークホルダーが、インタビュー対象者が提供すべき、あるいは提供すべきでない回答について指導を受けている兆候や懸念を抱いた場合は、The Copper Mark に申し出る必要があります。

### 計画

優れたステークホルダー関与には、十分な事前計画が必要です。評価者は、独立した現地評価、特にステークホルダー関与の要素を有意義に計画できるよう、プロジェクト計画に十分な時間を組み込むことが求められます。

計画をサポートするため、生産拠点は完全かつ正確なステークホルダーマップを提供し、特定されたステークホルダーに関与の要請を伝え、適時かつ効率的な方法で面談のロジスティック計画を支援することが求められます。

### 机上調査

評価者は、以下を理解するために当初調査を行わなければなりません。

- 影響を受けるステークホルダーの完全なリスト(生産拠点からのリストに含まれているかどうかにかかわらず、脆弱なステークホルダーの特定を含みます)。
- 影響を受けるステークホルダーの地理的な広がり
- 地域の文化的環境
- 緊張、偏見、依存、または下心につながる可能性のある歴史的対立の一因となりうる、地域の現在の出来事、課題、成功。
- ステークホルダーの集団、個々のステークホルダー、および生産拠点間の一般的な関係(評価の範囲とは関係ないが、関与に影響を与える可能性のある苦情または議題を含みます)。

そのために、評価者は以下の手段を用いる必要があります：

- 机上調査
- 生産拠点との協議(生産拠点は背景情報とマッピングを提供することが期待されています)。

- The Copper Mark との協議および The Copper Mark デューデリジェンス報告書の確認
- 現地のパートナー、団体、その他のステークホルダーとの協議

評価者が生産拠点評価業務を通じて直接知識を得ている、または得ることができる範囲では、これも考慮する必要があります。

### ステークホルダーの特定

当初調査が完了したら、評価者は評価に参加するステークホルダーを特定しなければなりません。これには以下が含まれます。

- 生産拠点のステークホルダーマップとリスク登録簿についての確認と協議
- 関連するステークホルダー、および生産拠点のステークホルダーマッピングを通じて特定された追加のステークホルダーに関する独自の調査。
- リスクベースのアプローチを用いた最もリスクの高い問題の特定、およびそれらの問題を関連するステークホルダーへマッピング。
- 低リスクの問題と高リスクの問題の両方に対応するステークホルダーインタビューを含む、適切なサンプリング手法の決定（詳細は、以下のサンプリングに関するサブセクションを参照）
- インタビューの質問とロジスティクスの優先順位を決め調整し、ステークホルダーのニーズと要望を包括的に理解した上で、関与に取り組む。

ステークホルダーの特定を支援するために、生産拠点は、前のステップで提供された情報に加えて、関連するリスク登録簿を提供することが求められます。

評価者は、このステップを完了するために、机上調査を行い、生産拠点、現地のパートナー、組織、その他のステークホルダーを関与させます。

### サンプリング手法

The Copper Mark は、保証プロセスにおけるステークホルダーのサンプリングを認めています。評価者は、机上調査の結果とステークホルダーの特定を考慮し、評価に最適なサンプリング手法を決定しなければなりません。

**サンプリングされる個人および集団は、評価者によって選択されなければなりません。**

評価者は、専門的な判断を用いて、以下に基づき、サンプリングのサイズと関連する計画を策定することが期待されます：

- 個人インタビューと集団インタビューのミックス。インタビューには、地域社会の議論で代表されていないと感じている個人や集団、同業者の多数意見に反対している個人や集団、またはその他の理由で弱い立場にあると考えられており、特に生産拠点のオペレーションからのリスクにさらされている個人や集団との個別の関与が含まれる必要があります。
- フォーマルなインタビューとインフォーマルなインタビューの設定
- 年齢、性別、国籍、臨時／フルタイム、従業員／請負業者、組合／非組合、および少数派の意見を含めるために必要なその他の要素などの特徴を区別し、以下に定義されるサンプリングのサイズに基づいた労働者の代表サンプリング。
- いずれの場合も、サンプルの少なくとも 25%は無作為に選ばれなければなりません。

原則として、評価者は母集団の合計サイズの平方根をインタビューするものとします。<sup>5</sup>インタビュー対象者の総数は労働者 60 人を上限とする場合があります。インタビューを受ける労働者の正確な人数は、評価者の専門的判断に従います。

評価者は、適用したサンプリング手法と、その手法を選択した理由を説明するための裏付情報を評価報告書に記載しなければなりません。

外部ステークホルダー集団は、机上調査、特定、優先順位付け業務に基づいて選定されなければなりません。インタビューを受けるステークホルダー集団内の個人または集団は、ステークホルダー集団全体の視点を最もよく代表する能力に基づいて選択される必要があります。

## ロジスティクス

評価者は、機密保持、匿名性、オープンで信頼できる環境を十分に考慮し、自分とステークホルダーの健康と安全を確保するために最善の努力を払う必要があります。以下は、ロジスティクスを編成する際に考慮すべきいくつかのポイントです：

- インタビューは可能な限りオフサイトで行うことが推奨されます。
- 女性が女性の評価者によるインタビューを受けるべきかどうか、検討する必要があります。
- その場所は、ステークホルダーが快適または中立と感じる場所である必要があります。
- インタビューは、経営陣または参加者を代表する働いている人が物理的またはバーチャルに同席することなく実施する必要があります。

<sup>5</sup>これは、比較可能な自主的持続可能性基準要件のレビュー、米国公認会計士協会のガイダンス、監査当局のサンプリング方法に関する欧州連合ガイダンス、オーストラリア監査・保証基準審議会のガイダンスから導き出されたものです

- インタビューのタイミングは、業務の必要性、日課、宗教的儀式などを考慮する必要があります。
- インタビューは、生産拠点のオペレーションの中断を最小限にするよう設定する必要があります。
- 通訳者を利用する場合は、資格を有し、主題を理解しており、企業の従業員ではなく、脅威とならない者である必要があります。通訳者は、機密保持契約に署名するよう生産拠点から求められる場合があります。

参加する生産拠点は、ステークホルダー関与のロジスティクスの編成を支援することができます。

何らかの理由で評価者がステークホルダーと直接会うことができない場合は、以下のような代替手段を見つけることが推奨されます：

- バーチャル面談
- モバイル通信（電話、WhatsApp、WeChat）
- 電子メール
- アンケート調査
- 関係者代表との面談
- 適切なその他のオプション

このような場合、評価者は報告書に以下を記す必要があります：

- ステークホルダーに直接会うことができないこと。
- ステークホルダーに直接会うことができない理由。
- 代替手段を使って情報を収集するために取った行動。
- ステークホルダーに直接会うことができないことが、パフォーマンス判定に影響するかどうか、また影響する場合、どのように影響するか。
- 適切な将来の関与のための提言

### インタビュー／コミュニケーション

The Copper Mark は、ステークホルダーと関与する際の評価者が、保証プロセスと評価に関連する特定の情報を取り上げることが求めている、The Copper Mark、保証プロセス、ステークホルダー関与の役割について一貫した理解を確保しています。

評価者は、インタビューの目的を維持するために最も適したインタビュー方法を利用しなければなりません。

## 基本的な情報

アプローチに柔軟性を持たせる必要があるのは明らかですが、ステークホルダーと常に共有しなければならない基本的な情報もあります。以下はその必要なカテゴリーで、サンプルスク립トは The Copper Mark の評価者パッケージで提供されています。

- インタビュー参加への同意。
- インタビューでの情報提供への代替案。
- 評価者／チームの紹介。
- The Copper Mark の紹介。
- 面談の目的。
- 情報がどのように利用され、何が生産拠点と共有されるのか。
- 参加ステークホルダーと情報がどのように共有されるのか。
- 業務活動範囲。
- 評価者と評価ができること、できないことの制限。
- 機密保持を確保するための措置。
- フィードバックループ。
- 質問、懸念事項を話し合う機会。

## インタビュー技法

以下は、インタビューを行う際の振る舞い方のベストプラクティスとされるものです。

- 携帯電話など、気が散るものの電源を切る。
- 身体的な表現とボディランゲージに気を配る。
- メモを取るとき以外はアイコンタクトを保つ。
- 注意深く耳を傾け、口を挟まない。
- 返答を認める。
- 共感を示す。

また、インタビューでの質問については、以下の点を考慮する必要があります。

- 質問は、ステークホルダーに応じて、関連するすべての領域／基準、またはその一部を網羅する必要があります。
- オープンエンドの質問をし、ステークホルダーが自分の経験を話すようにする。
- 偏見や固有の意見を持たず、中立的な対応を心がける。

- 簡単な言葉を使い、専門用語は避ける。
- 質問が理解されていることを確認する。
- 反応に対して敏感である。
- 良いことであれ悪いことであれ、現地の現実を理解しようとする
- 実際の、または認識されている力の不均衡に気を配る。
- 文化的に適切な服装と振る舞いをする。

### クロージング

インタビューの終わりは、導入と同じくらい重要です。評価者は、インタビューの最後に以下の内容を含める必要があります。

- フィードバックを提供する最後の機会を提供する。
- ステークホルダーに時間を割いて意見を提供してくれたことに感謝する。
- The Copper Mark からの概要報告書を受け取ることに関心がある場合は、連絡先情報を要請する。
- 評価終了日または X デー前に追加の指摘や意見をフォローアップするための連絡先を提供する。
- The Copper Mark の苦情処理メカニズムが利用可能であることをステークホルダーにリマインドする。

### フィードバックループ

評価者は、連絡先や苦情処理メカニズムへのアクセス方法などが記載された、The Copper Mark が提供する補足資料をステークホルダーと共有することが求められます。

評価者は、概要報告書を受け取ることに関心を示したステークホルダーの連絡先情報を The Copper Mark と共有しなければなりません。The Copper Mark は、これらのステークホルダーと概要報告書を共有する責任を負います。

上記に加えて、生産拠点は、評価で得られた所見や重要なポイントを、ステークホルダーと直接共有することを検討することができます。

## 附属書 II: 評価プロセスにおける申立ての管理

### 概要

参加者による The Copper Mark 基準要件の管理に関連する申立てや確認されたインシデントが、The Copper Mark デューデリジェンス手順および The Copper Mark 苦情処理メカニズムに従って発生することがあります。どちらの手順も、かかる申立てを管理する手段として、保証プロセスを提供しています。この附属書は、評価を完了する評価者に期待されるガイダンスとして提供されます。

### 期待 - 実体面

The Copper Mark は、評価は時間のスナップショットであり、科学捜査ではないことを認識しています。しかし、申立てや確認されたインシデントは、関連する基準を管理するための参加者のシステムにおけるギャップを示している可能性があります。その結果、The Copper Mark では評価者に以下を行うことを期待しています。

- 申立てやインシデントの意味を見抜き理解する。
- 参加者が、申立てまたはインシデントに基づき、その後の約束を行ったかどうか、また、約束を行った場合、それが(部分的または完全に)実際に実施されたかどうかを判断する。
- 申立てやインシデントを、高リスクとしての関連基準にアプローチする理由とみなし、その結果、例えば記録やインタビューのサンプル数を増やすなどして、より多くの時間と調査を求める。

### 期待 - 手続面

上記が保証プロセスにおいて実施されていることを証明するために、評価者は以下を行うことが期待されます。

- 関連する基準の評価へのアプローチを評価計画に含める。
- リスクに基づくアプローチを考慮した関連基準の結論の決定とその裏付けを評価報告書に記載する。

## 附属書 III: テーリング管理に関する RRA 基準の評価要件

### GISTM または同等のもの

本文書発行時点で、The Copper Mark は GISTM と同等と思われる基準として、TSM テーリング管理プロトコル(すべての TSM プロトコルが実施されている場合)を認識しています。

**TSM テーリング管理プロトコルを使用する参加者は、適合性を判断するために TSM の要件に従わなければなりません。**

その他のすべての参加者は、以下に定義される要件に従うことが求められます。

### 適用文書

評価者は、テーリング管理に関する評価の指針として、以下の文書を使用しなければなりません。

1. [基準 31: リスク準備評価\(RRA\)基準ガイド](#)、第 3.0 版のテーリング管理(リスク準備評価基準ガイド、2019 年版の基準 19)。
2. [テーリング管理に関する The Copper Mark ガイダンス](#)、2023 年 9 月 26 日版。
3. [The Copper Mark 保証プロセス](#)、第 5.0 版
4. [ICMM 適合プロトコル](#)

The Copper Mark 評価者は、**The Copper Mark 保証プロセスの一環として、GISTM に対する適合性を評価しませんが、参加者が「GISTM の実施を実証」**できることを検証します。

GISTM の実施を検証するために、The Copper Mark 評価者は、本附属書に規定されるガイダンスを使用するものとします。

### 中核的な要件

[ICMM 適合プロトコル](#)のセクション ii には、「**基準の実施スケジュールを考慮すると、メンバーは最低でも自己評価に基づいて、これらの期日までに適合性を実証することが期待されます。ただし、メンバーは、合理的に実行可能な限り速やかに(原文のまま)監査員と契約して第三者による検証を実施し、自己評価における監査要点を確認する必要があります**」と記載されて

います。The Copper Mark は、「合理的に実行可能」を、適合期限(それぞれ 2023 年 8 月と 2025 年 8 月)から 2 年 4 か月以内と決定しました。

The Copper Mark 評価者は、以下のマイルストーンとスケジュールに従って GISTM の実施を評価しなければなりません。

マイルストーン	評価の期限		The Copper Mark 評価者の活動
自己評価を「満たしている」*で完了	極めて高い または非常に高いとの 結果分類	2023 年 12 月 31 日	自己評価の完全性に関する管理上の 検証を行い、2023 年 8 月までに該当 するすべての基準が「満たしている」と 自己評価されていることを確保する。
	その他すべて	2025 年 12 月 31 日	自己評価の完全性に関する管理上の 検証を行い、2025 年 8 月までに該当 するすべての基準が「満たしている」と 自己評価されていることを確保する。
情報公開	極めて高い または非常に高いとの 結果分類	2023 年 12 月 31 日	情報公開について、その完全性、 GISTM の要件との整合性(2023 年 8 月まで)、またその後は年次の情報公 開との整合性に関する管理上の検証 を行う。
	その他すべて	2025 年 12 月 31 日	情報公開について、その完全性、 GISTM の要件との整合性(2025 年 8 月まで)、またその後は年次の情報公 開との整合性に関する管理上の検証 を行う。
有資格専門家による実施の第三者検証	極めて高い または非常に高いとの 結果分類	合理的に実行 可能な限り速 やかに	独立した有資格の第三者監査員によ り、合理的に実行可能な限り速やか に、第三者による妥当性確認につい て管理上の検証を行い、該当するすべ の基準が「完全に満たしている」こと を確認する。
	その他すべて	合理的に実行 可能な限り速 やかに	

ここでいう「管理上の検証」とは以下を意味します。

- 最高職位への報告と監督を伴う、会社のガバナンスフレームワークの審査。

- 行動計画、状況報告書、記録上のエンジニア(EoR)などの内部報告書、内部テーリング審査委員会(ITRB)などの外部報告書など、主要な証拠文書の審査。インシデントや重要な管理モニタリング KPI の超過の有無に関するパフォーマンスモニタリングのチェック。
- 会社の GISTM 自己評価とギャップ分析およびギャップを埋めるための計画の審査。
- テーリングに利害関係を有する地域社会が含まれることを確保するための人権デューデリジエンスの審査。
- 上記文書の作成者、社内のテーリング管理チーム、地域社会関係スタッフを含む主要な社内担当者へのインタビュー。
- 影響を受ける可能性のある住民や地方当局を含むステークホルダーへのインタビュー。
- 操業面や現地の社会経済環境を視察するためのテーリング施設への実地訪問。
- 極端な天候の増加に伴うリスクの変動性を含む気候変動リスクが、将来の計画において考慮されていることの確保。

上記を審査する際、評価者は、以下の独立性の階層に従い、決定を発行するために必要な審査のレベルを通知するものとします。独立性が高まるにつれて詳細な審査は必要ではなくなります。

レベル	審査
1	自己評価のみ。
2	社会・環境問題を範囲に含まず、ITRB または EoR による自己評価の審査。
3	外部の第三者専門コンサルタントによる自己評価の審査。
4	社会・環境問題を範囲に含み評価し、ITRB または EoR による自己評価の審査。
5	GISTM の全範囲に対する自己評価に関する、第三者による妥当性確認。

管理上の審査において、審査された証拠と自己評価の結論との間に矛盾が特定された場合、評価者は、「完全に満たしている」パフォーマンス判定を確認するために、最大レベル 4 までのより高いレベルの自己評価の審査を完了するよう生産拠点に要請することができます。

The Copper Mark 評価者の決定に基づき、これらの活動をスケジュール内に適切に完了した場合、基準 31(テーリング管理)のパフォーマンス判定は「完全に満たしている」となる場合があります。

### 追加解釈

ICMM 適合プロトコルのセクション ii では、「ある要件に適合するために、事業者が工学的な作業その他の措置(例:要件 4.7 や 5.7 に対して、既存の施設に対する改善的工学措置が含まれる場合があります)を実施する必要がある場合、これらは合理的に実行可能な限り速やかに実施されることが期待されます。事業者が適合しているためには、かかる措置が実施期限までに完了している必要はありませんが、措置と関連するスケジュールの両方が、説明責任者によって明確に文書化される必要があります」と記載されています。

参加者が自己評価で「計画を満たしている」の評価を使用した場合、以下が適用されます。

1. The Copper Mark 評価者は、「計画を満たしている」の各自己評価を審査し、その実践が The Copper Mark 保証プロセスの定義を用いた「部分的に満たしている」または「完全に満たしている」の評価に対応するか決定します。
2. GISTM の適用要件を「完全に満たす」ための期限を上記の「問題 2」で定義された期限を超えて延長することは、GISTM の要件 4.7 および 5.7 に限定されます。
3. GISTM の要件 4.7 および 5.7 については、自己評価における当初の評価が「計画を満たしている」である場合、上記の「問題 2」で定義された期限を超えて「部分的に満たしている」評価を認めることができます。